

安城市指定生活支援訪問サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行）第3条第1号ア（イ）に規定する指定事業者による生活支援訪問サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定生活支援訪問サービス 訪問型サービス事業のうち、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に係る基準を緩和したサービスをいう。
- (2) 指定生活支援訪問サービス事業 市が指定した指定生活支援訪問サービスを提供する事業をいう。
- (3) 指定生活支援訪問サービス事業実施者 指定生活支援訪問サービス事業を実施する者をいう。
- (4) 指定介護予防訪問サービス 施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。

2 前項に定めるほか、この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び施行規則において使用する用語の例による。

(事業の一般原則)

第3条 指定生活支援訪問サービス事業実施者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った指定生活支援訪問サービスの提供に努めなければならない。

2 指定生活支援訪問サービス事業実施者は、指定生活支援訪問サービス事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の指定生活支援訪問サービス事業実施者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

- 3 指定生活支援訪問サービス事業実施者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定生活支援訪問サービス事業実施者は、指定生活支援訪問サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 5 指定生活支援訪問サービス事業実施者は、法人でなければならない。

(基本方針)

第4条 指定生活支援訪問サービス事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要支援状態若しくは要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、買い物支援、調理、掃除、洗濯等の生活援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第5条 指定生活支援訪問サービス事業実施者が、指定生活支援訪問サービス事業所ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護又は指定介護予防訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、3人以上とする。

- 2 指定生活支援訪問サービス事業実施者は、指定生活支援訪問サービス事業所ごとに、訪問介護員等のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。
- 3 指定生活支援訪問サービス事業と指定訪問介護事業（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定生活支援訪問サービス事業実施者は、指定生活支援訪問サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定生活支援訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活支援訪問

サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第7条 指定生活支援訪問サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定生活支援訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定生活支援訪問サービスの事業と基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準第40条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第42条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第8条 指定生活支援訪問サービス事業実施者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する第1号訪問事業として行うサービスの提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する第1号訪問事業として行うサービスが次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

- (1) 当該第1号訪問事業として行うサービスの利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定介護予防訪問サービスのみによっては必要な第1号訪問事業として行うサービスの見込量を確保することが困難であると市が認めるものに住所を有する場合
- (2) 当該第1号訪問事業として行うサービスが、介護予防支援事業者等の作成する介護予防サービス計画・支援計画等に基づいて提供される場合
- (3) 当該第1号訪問事業として行うサービスが、第5条第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- (4) 当該第1号訪問事業として行うサービスが、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
- (5) 当該第1号訪問事業として行うサービスを提供する訪問介護員等の当該第1号訪問事業として行うサービスに従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が第1号訪問事業として行うサービスに従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合

2 指定生活支援訪問サービス事業実施者は、前項ただし書きの規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する指定生活支援訪問サービスの

提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する安城市指定介護予防訪問サービス事業の人員、設備、運営及び取扱指針に関する基準要綱（平成30年4月1日施行。以下「基準要綱」という。）第43条第2号の介護予防サービス・支援計画の実施状況等からみて、当該指定生活支援訪問サービスが適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（運営に係る準用）

第9条 基準要綱第8条から第41条までの規定は、指定生活支援訪問サービス事業の運営に関する基準について準用する。この場合において、基準要綱第26条中「入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事」とあるのは「買い物支援、調理、掃除、洗濯等の指定生活支援訪問サービス」と読み替えるものとする。

（取扱方針に係る準用）

第10条 基準要綱第42条から第45条までの規定は、指定生活支援訪問サービス事業の取扱方針に関する基準について準用する。この場合において、基準要綱第43条第11号中「1月」とあるのは、「3月」と読み替えるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。